

第76回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆様が、犯罪や非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、今年で76回目を迎えました。

社会の中で犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援する「更生保護」は、まさに安全・安心な社会の基盤となる取組です。この更生保護を支えているのが、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアであり、過去の過ちから立ち直ろうとする人々に寄り添い、再出発を助けています。

我が国の更生保護の取組は、海外でも高く評価されており、令和7年12月に採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、推奨される取組の一例として、保護司(hogoshi)が紹介されています。しかし、国内において、その取組は必ずしも身近な存在として認識されていないのが現状です。

そこで、第76回運動では、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、より一体的に運動を展開することとしました。

政府といたしましては、本運動への賛同を示す“幸福(しあわせ)の黄色い羽根”のもと、更生保護が「あたりまえ」に知られる存在となり、立ち直りの支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。

国民の皆様には、ぜひ更生保護の取組や意義に関心をお寄せください。そして、安全・安心な社会の実現のため、それぞれの立場でできることに思いを馳せ、一歩踏み出していただけますと幸いです。あなたの一歩が、社会を支える力になります。

内閣総理大臣

高市早苗

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
に御協力を

－第76回運動の推進に当たって－



“社会を明るくする運動”は、昭和26年に始まって以来、今年で76回目を迎えました。今年の運動も、これまで積み重ねてきた活動のほか、新たに取り組む活動も含めた多様な広報・啓発活動の展開が期待されます。

地域社会の人のつながりが徐々に希薄化している中で、立ち直りを支え、安全・安心な社会を築いていくためには、犯罪予防を含めた更生保護に対する地域の方々の理解や協力を広げていくことがどうしても必要です。今年の運動では「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマが掲げられていますが、更生保護を担っている保護司等の更生保護ボランティアも、国や地方自治体も、地域社会の方々の理解が広がるほど活動がしやすくなりますし、新たな担い手の確保にもつながり、また、個人や企業団体などからも様々な形での更生保護に対する支援、参加など、具体的な協力がもたらされやすくなります。

岐阜県では、令和6年3月に策定した「第2期岐阜県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人への“息の長い”支援の実現を目指すとともに、地域による包摂・連携体制の推進に努め、引き続き広く県民の関心と理解が得られるよう取り組んでいきます。

市町村長の皆様におかれましても、引き続き犯罪や非行のない地域社会づくりに向けた取り組みの推進に御尽力いただきますとともに、統一テーマの趣旨を踏まえ、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの取り組みや“社会を明るくする運動”に対して地域住民の皆様の一層の理解と参加が得られますよう、御協力をお願いします。

“社会を明るくする運動”

岐阜県推進委員会委員長 岐阜県知事

江崎 禎 英